

◆Q&A◆

**Q1** 冬休み等の長期休業中も時間延長をしていますか。

A1 平日（土曜日除く）であれば延長利用が可能です。

**Q2** 土曜日も時間延長をしていますか。

A2 土曜日の時間延長は実施しません。

**Q3** BOP利用で延長だけ学童クラブを利用したいのですが。

A3 延長利用をするためには、学童クラブに入会していることが条件となります。  
BOP利用だけでは、学童クラブの延長利用はできません。

**Q4** 2年生以上も利用できますか。

A4 月ぎめ延長利用の承認については、小学校1年生を優先とします。  
ただし、40名の定員に空きがある場合など、申込み状況によっては2年生以上も利用が可能です。

**Q5** 保護者のお迎えが難しい場合はどうすればよいですか。

A5 お迎えが出来ない場合は、延長利用はできません。必ず午後7時までに保護者の代わりになる方が新BOP学童クラブへお迎えに来てください。

**Q6** お迎えが予定時間より遅れる場合はどうすればよいですか。

A6 必ず新BOP学童クラブにご連絡ください。

**Q7** （現在新BOPに入会しており）年度途中で転職したため、月ぎめ延長利用をする必要があります。利用できますか。

A7 月ぎめ延長を利用する要件を満たし、定員に空きがあれば利用可能です。  
「変更届」と転職後の職場で証明を受けた「就労証明書」とともに、「延長利用申請書」を新BOPへ提出してください。  
ただし、定員に空きがない場合、待機になります。

**Q8** 配属先が変更になり帰宅時間が早くなりました。現在、月ぎめ延長を利用していますが、勤務時間が短くなっても延長は利用できますか。

A8 要件に該当しなくなったときは、月ぎめ延長の承認を取り消しますので、必ず退会日以前に「延長利用辞退届」の提出をお願いいたします。  
月ぎめ延長の承認が取り消された後、就労等の都合で遅くなる場合はスポット利用をご活用ください。

**Q9** 延長利用料はどのように請求されますか。

A9 月ぎめ利用は、学童クラブの通常利用料と合算してお支払いいただきます。

スポット利用は、4～6月延長利用分、7～9月延長利用分、10～12月延長利用分は次回の通常利用料と合算して口座引き落とし（例 4～6月延長利用分は9月末に口座引き落とし）

1～3月延長利用分は4月以降に納付書にてお支払いいただきます。

**Q10** 月ぎめ利用は、月の後半（16日～末日）からの利用開始は可能ですか。

A10 月後半からの利用開始はできません。月ぎめ利用開始までは、定員に空きがあれば、スポット利用をご活用ください。

**Q11** 1か月先のスポット利用を予約したいのですが可能ですか。

A11 1か月先のスポット利用の申込みはできません。登録書類を事前に提出いただいた上、利用希望日の1週間前から電話予約が可能です。

**Q12** 月ぎめ利用とスポット利用の併用はできますか。

A12 併用はできません。

**Q13** 月ぎめ利用からスポット利用へ変更する場合は、どうすればよいですか。

A13 新BOP学童クラブ延長利用辞退届のご提出により月ぎめ利用を解除し、スポット利用の利用手順に従い、スポット利用の登録等をお願いします。

**Q14** 「新BOP学童クラブ利用料減免申請書」を提出しています。通常の学童クラブ利用料と合わせて延長時間の利用料も免除になりますか。

A14 「利用料減免申請書」をすでに提出している場合でも、延長利用料の減免を希望する場合は、別途、「延長利用料減免申請書」の提出が必要です。「利用料減免申請書」を提出済みで承認が決定している家庭には、「延長利用料減免申請書」を延長利用承認通知に同封いたします。